

平成30年度 第3回大阪市建設事業評価有識者会議 会議録

開催日時：平成31年2月1日（金曜日）10時00分から12時15分

開催場所：大阪市役所 5階大応接室

開会

○井手行政リスク管理担当課長代理

それでは、ただいまより平成30年度第3回大阪市建設事業評価有識者会議を開催させていただきます。

本日は、大変お忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私は、本日の進行役を務めさせていただきます市政改革室行政リスク管理担当課長代理の井手でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日出席しております出席者のうち、所管局については次第の下記のところにございまして、委員の皆様及び市政改革室の出席者につきましては、お手元の次第の裏面にあります座席表のとおりでございます。

それでは、議事に入ります前に配付資料を確認させていただきます。

資料の右肩に資料番号をつけております。資料1が平成30年度建設事業評価の進め方について、資料2として平成30年度第2回会議における有識者意見への対応、資料3-1から3-7として、本日もご意見をいただきます事業再評価対象事業の一覧及び位置図、事業再評価調書及び附属資料、資料4は平成30年度大阪市大規模事業評価実施指針、資料5は大規模事業評価調書及び附属資料となっております。資料に不足はございませんでしょうか。

それでは、これからの議事進行につきましては内田座長にお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○内田座長

皆さん、おはようございます。

では議事を進めさせていただきますけれども、お手元の次第の2、内容の（1）今年度の建設事業評価の進め方についてということです。

では、資料1の説明、よろしくお願い申し上げます。

内容（1）平成30年度 建設事業評価の進め方について

○井手行政リスク管理担当課長代理

では、お手元にあります資料1、平成30年度建設事業評価の進め方についてご説明いたします。

これまで、本年度は事業再評価につきまして合計2回有識者会議を開催してきており、昨日には、これまでの全16事業のうち14事業について妥当との意見公表をしてきたところです。本日は、第3回の有識者会議ということで、第2回より継続審議となっております2事業と大規模事業評価について1事業を審議していただく予定です。

今後の予定といたしましては、2月中旬ごろに妥当の意見があった事業につきまして対応方針の決定及び公表をしていくことといたしまして、3月には本日の審議対象事業につきましても意見公表、対応方針の決定及び公表を行っていく予定としております。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○内田座長

今ご説明いただいた資料の1について何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

私から1点だけ、仮の話ですけど、本日の審議の結果何かもう一度ということがあった場合には、年度内にもう一回やられるんですか。

○井手行政リスク管理担当課長代理

内容でございますけれども、案件次第でございます。審議の開催が必要ということであれば、座長とご相談させていただきます。委員様の日程の調整もでございますけれども、開催するかどうかにつきましては座長とご相談させていただきたいと思っております。

○内田座長

いずれにしても、妥当とか意見がまとまったものについては年度末、3月下旬ごろに、最終対応の日まで公表するという予定ですね。

○井手行政リスク管理担当課長代理

はい。

○内田座長

では、よろしいでしょうか、資料の1に関しては。

次第のほうに戻りまして、内容(2)ですけれども、第2回、前回会議における有識者意見への対応についてご報告ということです。

では、資料の2についてよろしくお願いします。

内容(2) 第2回会議における有識者意見への対応について

○足立行政リスク管理担当課長

市政改革室行政リスク管理担当課長の足立でございます。私から説明させていただきます。

資料2をごらんください。第2回会議における有識者意見への対応についてでございます。

これにつきましては大きく3つございます。まず三国東地区土地区画整理事業につきましては、意見等ございましたのが新たな取り組みがわかるように具体的に記述することということでございまして、それにつきましては資料2-1の調書のところでございまして、その裏面の下のほう、6番、特記事項ですとか7番のあたり、この辺に新たな取り組みを追記させていただいてございます。それから、調書附属資料の6ページ、図の番号が間違えてございましたので、こちらのほうの修正もさせていただいてございます。ご確認をお願いいたします。

それから、資料2に戻りまして、2点目の市営住宅建替事業、それとあと3点目の第6貯木場土地造成事業につきましては、本日、後ほど説明させていただきたいということで、ここでは説明は割愛させていただきます。

以上でございます。

○内田座長

ありがとうございます。

前回の案件に対する対応の中身ですけれども、いかがでしょうか。

3点の意見につきましては本日が最後ということですので、具体的に資料がついております。資料2-1、書きかえていただいた部分というのが裏面の下の7番、8番のところ、アンダーラインがついておところが追記されたということですのでよろしいですか。それで、このような表現でよろしいでしょうか。お気づきのことがあればご指摘いただければと思います。

前回の議論を知ってる我々から見るとわかる表現ではありますが、これだけで読んだ方がわかるかどうかというのはありますが、こういった調書の限界かとも思います。

山本委員、よろしいですか、ご専門家の立場から見て。

○山本委員

大丈夫です。

○内田座長

よろしいですか。

○山本委員

はい。

○内田座長

ほか、何か委員の方でいかがでしょうか。

正司委員、よろしいですか。

では、ご報告ということですので、これで適切に対応していただいたことを確認させていただいたということにしたいと思います。

では、内容の(3)事業再評価について移っていきたいと思います。

今回は再度というのが2件ございますけれども、まず、その1つ目、住宅事業に関してでございます。

では、所管局から、よろしく願いいたします。

内容（３）事業再評価
市営住宅建替事業

○鎌田建設課長

それでは、市営住宅建替事業についてご説明させていただきます。都市整備局住宅部建設課長の鎌田です。

前は至らない説明でまことに申しわけございませんでした。本日は改めてご審議、よろしく願いいたします。

早速でございますけども、資料は３－２と書いてあるもの、これは３－２から３－４まで３種類が一つになっております。市営住宅の建替事業についてはこの資料、ホッチキスどめのものでご説明させていただきますと思います。

前回の本会議におきまして、事業終了予定年度がない中で何をどのように評価すればよいのか、B/Cの費用と便益の関係が不一致になっているのではないかと、国からはどのような視点で再評価を求められているのかといった点についてご指摘をいただいていたところでございます。

１点目の評価方法についてでございますけども、資料を２枚めくっていただきまして３－３の１ページ目をごらんください。市営住宅建替事業の体系について記載しております。

本市の市営住宅の整備は、平成28年３月に改定いたしました大阪市営住宅ストック総合活用計画に基づき、老朽化した住宅等は建替により更新し、長期活用可能な住宅は耐震改修などを実施して有効活用を図っているところでございます。前回の本会議におきまして民間住宅の借り上げなどの代替手法についてもご質問をいただきましたが、本市の市営住宅につきましては既に11万戸と政令市でもトップの水準の住宅数を保有している状況でございます。今ある住宅ストックの建替を計画的に進めながら、本市の住宅セーフティネットの根幹として最大限有効活用していくことが最も効果的であるものと認識しております。

この前提のもと、見直しを行いましたストック総合活用計画に基づき、体系図で破線で囲んでございます各種事業に取り組んでるところでございます。このうち市営住宅建替事業につきましては、再評価が要件となっている地域居住機能再生推進事業と再評価は要件となっていない社会資本整備総合交付金事業を活用して実施しております。

今回の再評価の対象といたしましては、地域居住機能再生推進事業を含む市営住宅建替事業全体といたしまして、現行の大阪市営住宅ストック総合活用計画の計画期間内において効率的かつ着実に進捗しているかについて評価をお願いしたいと考えております。

あと、表紙に戻りまして３－２の１)の下の計画期間は平成28年度から37年度までの10年間で、事業量は約1万800戸建設でございます。

２点目のB/Cについてでございますが、前回の会議では便益が一定水準を満たす住宅に低廉な家賃で居住できるとの調書の記載について、費用と便益の関係が不一致になっているというご指摘をいただいております。今回は国の評価手法に沿った記載に改めまして、資料３－４、評価調書になるんですけども、何枚かめくっていただいたらございます調書の３、事業の必要性の視点の③に公営住宅整備事業に係る新規事業採択時評価手法に従い、費用には用地の機会費用を含むその整備、管理に要する費用を計上し、便益は当該住宅で整備された公営住宅の帰属家賃及び評価対象期間終了時の土地建物の残存価値を便益といたします。なお、ここでいう帰属家賃とは、実際の入居者が負担する応能応益による低廉な家賃ではございませんでして、近傍同種のいわゆる市場家賃でございます。投じた資金に見合うだけの質が確保された住宅が建設されているかという評価になります。

次、また３－２に戻りまして、３点目の国が求める再評価の視点についてでございますが、国土交通省に確認いたしましたところ、各自治体ごとに公営住宅を取り巻く状況がさまざまでございますので、例えば建替事業を個別で評価するのか全体で評価するかなどについて、具体的な評価の方法については各自治体で判断していただいて構わないという見解をいただいております。国土交通省所管公共事業の再評価実施要領において求められております再評価の視点というものは、下の表にございましており、事業の必要性や進捗見込み、コスト縮減の可能性など①から③までの項目

となっております、この表に沿って別添資料もごらんいただきながら今回の評価についてご説明いたします。

まず、①の1) になりますけれども、事業をめぐる社会情勢等の変化についてというところでございまして、資料3-3の実施状況説明資料の2ページに市営住宅ストックの状況を記載しております。グラフのところでございますけれども、昭和40年代までに大量建設した住宅の老朽化が進んでいる状況にございまして、約11万戸の市営住宅を住宅セーフティーネットの根幹として有効に活用していくために、平準化を図りながら継続的、効率的な更新が必要であること、このほか、耐震化の観点や総務省からの通知などを踏まえて平成28年3月に大阪市営住宅ストック総合活用計画を改定し、事業目標を定めたところでございます。

次に、事業と投資効果についてでございますけれども、費用便益分析方法については先ほどご説明したとおりでございます。資料3-4の調書附属資料でページを打っているところ、地図が1ページで始まりまして、6ページ目になるんですけども、国のほうでは基準として、一番下、分析におけるB/Cは0.8以上を目標として、これが0.8未満の場合は建築計画について配置・戸数等の妥当性を検証する必要がありますが、7ページにございまして、全ての団地におきまして0.8以上となっていることを確認しております。

次に、事業の進捗状況につきまして、ちょっとページを戻りますけれども、3ページに戻っていただきまして3のグラフでございます。実績戸数につきましては、地域居住機能再生推進事業を開始いたしました5年前の平成26年度から掲載しております。現行のストック総合活用計画を策定した平成28年度からの進捗率をグラフで示しております。平成29年度まで年間約1,000戸という計画に対して、おおむね順調に事業進捗を図れているものと考えております。

3-2の表に戻りまして、②でこれを踏まえまして事業の進捗の見込みでございますけれども、引き続き、効果的かつ計画的な建替を進めることで事業の目的の実現が図れるものと考えております。

次に、③のコスト縮減や代替案立案等の可能性についてでございますが、先ほどのページを打つてます資料3-4、再評価調書の裏面の4の⑥に記載しております。従前居住者世帯数に限定した建替による建設戸数の縮減、土地の高度利用により生じた余剰地の売却による整備費の確保、PPP/PFI手法導入の検討、標準設計の採用による建設コストの削減、長寿命化設計によるライフサイクルコストの縮減を進めることとしております。また、事業の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえてストック総合活用計画についておおむね5年をめぐりに見直しを行い、建替や耐震改修などの活用手法の再検討を行ってまいります。

調書の5の事業の優先度の指定の評価につきましては、事業が遅れることによって市営住宅の耐震性の向上が進まないことなどによって大災害への対処ができないこと、余剰地の創出が遅れて地域まちづくりの進捗に影響を及ぼすことなどから、非常に優先度の高い事業であると考えており、評価をAとしております。

以上を踏まえまして、市営住宅建替事業につきましては対応方針案を事業継続Aとしてまいりたいと考えております。

簡単ではございますが、以上で事業概要の説明とさせていただきます。ご審議よろしく願いいたします。

○内田座長

ありがとうございました。

いかがでしょうか。どんな内容を対象にして評価するのかということについて整理していただいておりますけれども、どの点でも結構です。どなたからでも結構ですが、では織田澤委員、いかがでしょう。

○織田澤委員

ご丁寧に説明いただいて、大変よくわかりました。

改めての確認ですけれども、今回のB/Cというのはいわゆる建替事業の要するに建物の効率性に関する評価ということで、市営住宅のサービスに対する評価とは別物であるということですね。いわゆる市営住宅を低所得者の方に供給するというサービスに対する評価ではなくて、建物の効率性の評価であるという理解でいいですね。

○鎌田建設課長

国の評価指針を丁寧に読み込んでいきますと今おっしゃっていただいたような内容になってまいりまして、B/Cが低くなるということは結局、それだけの価値がある土地のところに十分な戸数なりを建ててないとか、あるいは戸当たり単価が高いような住宅を建ててるんじゃないかというふうな見解になってまいりますので、そこはチェックしましょうというような指針になってます。それに沿った評価とさせていただきます。

○織田澤委員

ありがとうございます。

○内田座長

今の点、私のほうからも再度確認させていただきますと、再評価調書の表面の3、事業の必要性の③費用便益分析のところの分析効果の一番下、※印がついててB/Cが低い場合というのは、建築計画について配置とか戸数を考えろということですから、地価に見合ったような建て方をしてるかどうかということだけをちゃんと検討しなさいということですね。その一方で、そもそものこういった公営住宅の政策等については、この調書で拝見すると上位計画として2の事業概要、事業目的及び事業内容ですか、特に③の事業内容のところで大阪市営住宅ストック総合活用計画というのがきっちり定まってるんだということでございますので、建設事業の評価委員会としてはその部分としてはもう前提として考えればいいのかなどというふうにお書きいただいておりますけれども、岡委員、いかがですか。

○岡委員

進捗状況の図3のところを説明してください。

○内田座長

すみません、資料番号でいうと3-4の続きの3ページですか。

○岡委員

3-4の3ページの図3です。順調に推移するというのはどういうふうに見ればわかるのでしょうか。

○鎌田建設課長

大体、事業期間内の建設戸数が1万戸強建設する予定ということで、年で割りますと1,000から1,100戸建設するということでございます。過去の実績、前の計画も含めまして一定その程度の実績があるというのが一つと、この事業は建替も基本的に古いものと耐震性の低いものから順番にやっていくということで、それぞれに事業特有の各地域ごとの困難性はあるんですけども、そこはいろいろな丁寧な工夫をしながら、おおむね計画に沿っていくと。中には、さまざまな事情でその年に予定したものと違うものをやったり1年遅らせたりといったことがあるんですけども、さまざまな工夫をしながらおおむね実績どおりの発注なり建設ができてるということで、そのペースでいけるだろうという見込みでそのまま1,100戸に伸ばしていくというふうな状況でございます。

○岡委員

1年間の計画戸数、1,000戸から1,100戸を目指しながら進むという大前提ですね。

○鎌田建設課長

はい。

○内田座長

その点もどうですか。直接的なものではないですけども、同じ資料の7ページのところ、個別の住宅名ごとにB/Cを出したんですけども、今みたいなB/Cではなくて、何かこれで20ぐらい、21ですか、対象があるわけですね。

○鎌田建設課長

はい、21。

○内田座長

ともかくそれぐらいあって、それでもある意味並行しながら、進むところは進めるしとかいうような感じでやっていってるのかなというふうに思うんですけども。ですから、どこか特定の場所がどんとあって、そこが止まったら全体が遅れるというような状況ではなくて、似たような規模のものがあっちにもこっちにもあるから平均化すると大体いくのかなという感じなのかなというふうに見てた

んですけども、今のような理解でよろしいんですか。

○鎌田建設課長

はい、結構でございます。

○内田座長

と言いながら、それなりにエリアが固まっておるところもありますけどもね。3ページの裏を見る限りは、この2年のところからここから先に延ばしていくというのはなぜというのは素直な疑問ではございますけども。

○鎌田建設課長

記載してます30年度の実績見込みといたしましては約1,100戸程度となっております。

○内田座長

何か30年度も一応予定どおりと。

○鎌田建設課長

30年度予定ということで。

○内田座長

逆にお金の限界とかマンパワーの限界もあるでしょうから、進みそうだからといって単年度で1,500も1,600もできるわけじゃないわけですよ。

○鎌田建設課長

そうですね。スピードアップ、スピードダウンということで申しますと、特にスピードアップにつきましてはお金の問題とかもあるんですけども、基本的には建替ということなので、どこかに用地を取得して事業をしているわけでもございません。既存の用地、つまり既存に、物が建っているところにそれを潰してまた高層化なりということでやっておりますので、前の建替が進まない、次の建替が進まないという中でやっております。すぐ急なペースアップというのなかなか難しいところはございます。

○内田座長

でも、若干上振れすることもあるんですか。あと遅れる可能性しかないんだったらどんどん遅れる一方なんですけど。

○鎌田建設課長

予算との兼ね合いもございますけども、建設の用地なりという問題がなくて過年度分の遅れがあれば、それを取り戻すという考え方はいろいろと可能かと思えます。

○岡委員

すみません、今ごろちょっとお聞きするのも聞きづらいのですけれども、建替事業のときに売却用地というのでも出てきますね。

○鎌田建設課長

はい。

○岡委員

用地売却で出てくる収益は、ここでは評価されていないのでしょうか。

○鎌田建設課長

B/Cではあくまで当該建てるところに注目するという考え方になってます。B/Cの計算には入っておりません。

○岡委員

それを高く売却するのがよいとは思いますが、そのような評価はここには一切入ってこないということですか。

○鎌田建設課長

B/Cというところには入ってこないんですけども、ストック総合活用計画なり建替の全体の考え方の中では、市営住宅だけではなくて地域のまちづくりに貢献しようということなので、どういったところに余剰地を作ればいいのかということも考えながら市営住宅を建替える場所も検討していくというようなことは配慮しておるところでございます。

○岡委員

建替の優先順位はどのように決まっていますか。

○鎌田建設課長

建替に着手するのは、まずストック活用計画で何を建替えるのかというのが決まっております。それで、建替とする集団の中で基本的には建設年度の古いもの順からやっております。

○岡委員

その計画自体も年間に1,100ぐらいは建替えるような事業計画になっているということですね。

○鎌田建設課長

はい。

○内田座長

山本委員、いかがですか。

○山本委員

対応方針の後、事業継続Aというふうに書かれておまして、特に急ぐ理由としては、地震等の大災害というお話があって、なるべく早く建替える必要があるということなんですけれども、特に耐震基準を満たしていないものがあるということなんですけど、これから改善されるのはどの辺の時期なのかというのは何かめどは立ってますか。

○鎌田建設課長

現在のストック活用計画が37年度までなんですけど、その期間内に耐震性のないものは建替ないし耐震改修で対処しようという目標を持ってるところでございます。

○山本委員

でしたら、それ以降についてはちょっと優先度は事業継続AでなくBに落ちたりするというようなイメージとかはあるんですか。なるべくやっぱり、特に大地震……

○鎌田建設課長

それが達成されればの前提ですけども、それ以外にまだお風呂がないとかエレベーターがないといった機能上の課題のある部分とかもございまして、ここにもございまして5年に1度見直しますんで、それぞれの見直し時期に優先度はまた考えていきたいなと思っております。

○山本委員

ありがとうございます。

○内田座長

松井委員、いかがでしょうか。

○松井委員

特にありません。ご説明ありがとうございます。

○内田座長

皆さんの議論を見ていて特に追加することはないですか。B/Cのところ、せっかく一応各団地ということでチェックされているので、何かそういうことも書いてもいいのかなとちょっと思ったぐらいであります。

今回もまとめて資料の3-4ということでその後ろについてますけれども、これ、最終的に市のウェブに上がるときにはこれもくつつくわけですよ。

○鎌田建設課長

はい。

○内田座長

ですから、調書のほうは調書でほかの分に合わせた様式でやっていくということで、ただ今後、調書の中身としてこれをどんなものとして位置づけてしていくかによって、もっとアピールできるところはアピールするとかといった工夫は今後ご検討いただければというふうに私は個人的に思います。

では、いかがですか。

では、再度確認させていただきます。

今回再評価という形になってはいますけれども、事業を取り巻く社会経済情勢等の変化とかいうところに書いてありますように、いろいろ地震の危険性が高まって耐震強化が必要になってきたとか、国の方針の変更を踏まえて市としても中長期的な計画を立てているというようなことですので、通常言

うような再評価とちょっと性格が異なるんであろうというふうに思います。ですから、裏面の4、事業の実現見通しの視点の⑤未着工あるいは事業が長期化している理由というの、ここに書いていただいていますけれども、何か問題があって長期化しているわけではないということなので、このあたり、定まった様式に入れていくときの書き方の難しさというのが出ていていると思います。ですが、前回まことに申しわけなかったですけれども、再度整理していただいた結果として、中身は委員の皆さん、よろしいでしょうか。事業の必要性については、先ほど申し上げましたように上位計画も定まっていますし、建設事業としての効率性に関しては問題のない数字が出ておりますので、事業継続Aということについて妥当というご判断でよろしいでしょうか。

では、どうも2回にわたりましてありがとうございます。

資料3-1という形で横向きの表が出ておまして、今、再審議の結果としてこういう結果が出ましたのは14番です。

次、15番になります。

では、港湾局所管の第6貯木場土地造成事業について、まずは資料のご説明よろしくお願いたします。

第6貯木場土地造成事業

○上溝開発調整課長

港湾局開発調整課長の上溝でございます。どうぞよろしくお願いたします。

前回の会議でご指摘いただいたことを踏まえまして変更した箇所について説明させていただきたいと思っております。資料につきましては資料3-5から7ということでございますが、資料3-5に変更した点をまとめさせていただいておりますので、そちらのペーパーに基づいて説明させていただきます。大きく変更した点は2点ございまして、1つ目が対応方針（案）の変更でございます。

資料の一番下の図にも整理させていただいておりますけれども、基盤整備につきまして、平成31年度に概成させる先行整備箇所と将来の周辺開発に合わせて整備する将来整備箇所の2つに分けさせていただきまして、先行整備箇所につきましては平成32年ごろからの土地利用開始を目指してやっておりますので、前回と同様、事業継続Aとさせていただきまして、一方、将来整備箇所につきましては、将来やっていく北側の埋め立てに合わせて整備するということになりますが、この埋め立て事業そのものが現在休止中ということでございますので、整備時期が確定するまでは事業休止Dとさせていただきたいと考えております。

2つ目の変更点としましては、基盤整備、緑地の整備を見直しております。これにつきましては、埋め立てによって生み出された貴重な物流用地をできるだけ民間事業者の方に活用してもらいたいと考えておまして、事業者が開発を行う際に条例等によって緑地が一定確保されるということをお踏まえて、公共による緑地の整備を行わないということにさせていただいております。

この基盤整備の見直しにより事業費等が変更になっており、表にありますとおり、事業費については61億から60億と少し変更になっておりますし、その他の事項につきましても若干の修正が入ったということでございます。

変更点は以上でございます。

○内田座長

ありがとうございます。

全体を2つに分けたほうがいいのかということをお踏まえて変更していただいた部分で、具体の調書が資料3-7についておりますのでそちらのほうで確認させていただきますと、調書の裏面、「7対応方針」、これが2段書きになって事業継続Aと事業休止D：将来整備箇所というふうに分かれております。その下に理由として4項上がっておりますけれども、第4項、ここに具体的内容が書いてあるということです。

それからもう一点、緑地の整備については公共でやらないということで、表の数値が若干変わっているというところがございます。表面の費用便益分析のところ、B/Cで見ると変わりませんけれども、総費用というのが変わっているのと、それから裏面ですと上のほうの事業の見通しの視点の数字がたくさん並んでおるところですけれども、今回評価時点、進捗率も若干上がっているという、進捗率

がこれだけ上がっているのは何でなんですか。

○上溝開発調整課長

全体の事業費が変わりますので、それによる影響です。

○内田座長

全体の事業費、Dになった部分がなくなったからなんですか。じゃないですよ。緑地の部分だけが変わったということで。

○上溝開発調整課長

そうです。そのとおりです。

○内田座長

だから、本当に少し変わったただけですね。

○上溝開発調整課長

そうです。

○内田座長

ということでございますが、いかがでしょうか。

また織田澤委員から。

○織田澤委員

将来整備箇所ということで明記していただいたので、非常にクリアになったかと思います。

○上溝開発調整課長

ありがとうございます。

○内田座長

山本委員、いかがですか。

○山本委員

ご説明わかりやすかったです。特に異論ありません。

○内田座長

ありがとうございます。

岡委員、どうぞ。

○岡委員

緑地の見直しについては、前回はなかったですね。

○上溝開発調整課長

はい。

○岡委員

今回これを機会に出てきたというのはどういうことですか。

○上溝開発調整課長

今回で一区切りする部分と将来に送る部分というのを切り分けさせていただくことになりましたので、緑地整備をもともと考えていた場所が、一旦整備して事業を収束させるエリアに入っていますので、もしここを残したままにしますと概成するという事にならないので、今回緑地をなくすことで、残るのが北側だけになるということで、うまく整理したいというふうに思っています。

○岡委員

緑地を今回の先行整備箇所にはしないのでしょうか。

○上溝開発調整課長

今回、緑地をなくしてしまうわけですから、南側については事業が残らないという形になります。もし緑地を残した形にしますと、まだ南側の事業が残った状況になってしまいますので。

○内田座長

わかるんですけども、今のご説明はちょっと矛盾がありまして、民間の事業者整備してもらおうということだから必要性がなくなったのでやめましたというご説明でしたよね。

○上溝開発調整課長

そうです。今回のタイミングでなぜかというところに視点を置いて説明をさせていただいたんですけども、今回見直さずに将来に送るというのも選択肢としてはあったんです。今回、南側については

全て完了させるという形をとろうと思うと、今のタイミングで見直したほうがよかったという判断をしたということなんです。

理由としては、最初に申しあげましたように民間のほうで一定緑地が整備されるということで見直したということです。

○内田座長

当初のプランでしたらどうなんですか。この緑地の位置づけなんですけども、このエリア全体を見ていったときに必要性があるから整備するわけで、民間事業者に負担を求めるということは、その部分だけ民間事業者側にもメリットがあるから負担してよという話ですよ。ですから、公共のほうで緑地を整備するときは、ほかの土地を売却なり貸し出すときの賃料に緑地の整備分を上乗せするという考え方だったんですか。

○上溝開発調整課長

もともと府条例によって一定緑地が確保されるということと、あと、私どもの整備する部分というのが開発緑地として整備される部分だったんですけども、それについて別々にカウントするということも可能なんです。今回の場合、緑地の担当部署とも調整しまして、府条例でもともと民間のほうで整備されている部分を私どもが整備するところとあわせて見ていただけるということになりました。今回、民間の敷地のほうに新たに緑地の整備を求めるのではなくて、もともと民間のほうで整備されている部分をそういう見方をするというので、整理をさせていただいた。

○岡委員

都市の基盤として整備する緑地で、それに加えて開発緑地はできるのだと思っていたのですが、緑地総面積としては事業を全部終わった段階では減ることになります。それはどういう理由ですか。

以前もこの場所は緑地が書いてありましたね。

○上溝開発調整課長

はい。

○岡委員

この場所にこういう緑地ができるという、こういうところを貸すか民間に使っていただくということなので、地域価値としては低くなったという言い方もできるのではないかなと思います。そういう議論ではないのですか。

もちろん、それぞれの事業者がやるときに10%ですか、府条例で緑地を設けるのはその事業者が好きなおとりに設けるわけで、ここに設けられるものではないと思うんですけども、計画プランがされていたのかなと思っていたのです。そういう意味ではプランはなかったと聞いていいわけですね。

○上溝開発調整課長

もともと整備につきましては、当初の事業計画の中では公共が整備するプランになっていました。

○岡委員

ということは、このエリアの最終的な総面積としては減ることになりますよね。

○上溝開発調整課長

はい。

○岡委員

それはどうしてですか。

○内田座長

いや、そもそも要らないんだったら最初に何であったのでしょうかという。

○岡委員

ここにこういう緑地があったらこの地域の価値が上がって、事業者もここを使いたいというふうに言ってくれるだろうという、都市基盤として整備されていたプランだったのに、どうしてそれを変更されたのですか。

○上溝開発調整課長

土地の価値ということであれば、周辺に緑地があることが土地の価値を上げるという部分もあるかもわかりませんが、実際に使っていただける面積を確保するというところも埋立事業で土地を生み出す大事な使命だと思っておりまして、大阪港では物流に使える土地が非常に少なく今困っていると

いう状況を考えますと、少しでも宅地として物流用地、倉庫用地として使っていただく土地を稼ぐほうが地域にとってもメリットになるというふうに考えた次第です。

○岡委員

それがどうして今のタイミングで変更されたのでしょうか。それを変更する理由がないと思うのですけども。

○浦南担当係長

すみません、2点ございまして、一つはもともと埋め立てを始めたのが平成8年とかなり昔の時期でございまして、当初、地元からも一定、緑地を確保していただきたいという要請がありました。今回埋め立てが終わったときに再度地元のほうにご説明に上がって、ここの物流用地としての需要が非常に高く、このエリアのもう少し南側に住宅がございまして、新たに南港東という都市公園も整備されておりますし、一定緑地が確保されてきているので、第6貯木場の土地については物流用地としてご利用いただくほうがいいのじゃないかというご説明をさせていただきまして、ご理解いただいたというのが1点。

また、前回、再評価委員会で緑地を残した形でご説明させていただいたのは、第6貯木場11ヘクタールの開発行為に対して3%を開発緑地として確保する必要があり、公共でも一定確保していくべきだということもともとあったんですけども、先ほど話がございました府条例で10%程度の緑地が民間側で確保されるので、緑地の部局と開発緑地の考え方についてこの間協議をさせていただいて、民間の開発によって開発緑地を十分確保できるのであれば公共で必ずしも必要ではないという調整が一定調ったということもあり、今回の計画からは外させていただいたという、そういう経過でございます。

○岡委員

ということは、一番大きな理由は周辺の整備状況が経年の間で変わったということ。それと、緑地のカウントの仕方の見解が確認できたということ、だから十分な緑地の確保が可能になったというように理解すればいいですね。

○浦南担当係長

そうです、はい。

○岡委員

わかりました。

○内田座長

松井委員、いかがでしょう。

○松井委員

ご説明いただいて、よく納得いたしました。

緑地に変えたという理由については、これはまた調書に記載はされていくんですか。

○内田座長

情勢の変化とか今のような事情を資料3-7に書かなくていいのでしょうかというのを今いろいろ伺っていると……

○松井委員

入れたほうがいいですね。

○岡委員

いいと思いますけど。

○内田座長

だから、当初は金額も少ないですし、ちょっとした計算ミスの話で説明されてましたけれども、なぜかということをお伺いしていただくほど計画の内容自体、情勢変化に伴って見直したからというのをどこかに書いたほうがいいのかのような感じですね。

○松井委員

そうですね。6とかでもいいのかもしれませんが。6はすぐに出るかもしれませんが。4の⑥か。ここと違いますね。コスト縮減でもないですけども、4の④。

○内田座長

4の④の土地利用計画の変更（基盤施設の見直し）と書いてる調書のほうはこれでいくとして、附属の説明か何かでしょうね。一番可能なのはやっぱりあれですかね。調書の4の④の土地利用計画の変更の中身として、緑地については開発緑地のほうで十分だということになったから公共による整備はやめたというような趣旨のことじゃないかと思うんですけど。

○正司座長代理

座長にお任せしますけど、3の①に書き足すかですね。社会情勢の変化。

○内田座長

社会情勢の変化ということですよ。

○正司座長代理

緑地について、社会情勢の変化として書き足すのか。

○内田座長

3の①と4の④、それからほかのところにも、緑地が整ってきたから必ずしもここに先行してやる必要はなくなってきたという、最後ご説明いただいた2つの点ですよ。

○正司座長代理委員

4の④、どこまで具体的に書くかですけど、これ以外にも必要に応じた基盤施設の見直しは時々あるのではないかと想像しますが。

○内田座長

ただ、緑地をやめたというのは結構大きな内容なので、事実だけ書いていただいたらいいと思いますよ、4の④のほうは。

○上溝開発調整課長

はい。

○内田座長

副座長は、この点はもうよろしいですか。

○正司座長代理

はい。

○内田座長

それでは最終の確認をさせていただきますけれども、本体の対応方針、ここを分けてやっていったほうがいいのではないのでしょうかということについては妥当ということによろしいでしょうか。

それで、附帯意見としまして、これはもう小さい話という叱られますけれども、若干の文言の修正という意味では小さいということで、3の事業の必要性の中の①事業を取り巻く社会情勢等について、ちょっと書き加えていただけたら。それから、裏面のほうの4の④、事業内容の変更というところで緑地の件についてわかるようにしていただくというのを、これはもうあとは、表現の具体的内容については事務局と調整していただいて、座長預かりという形によろしいでしょうか。

じゃ、この件については以上にしたいと思います。どうもお疲れさまでした。

○上溝開発調整課長

どうもありがとうございました。

内容（4）大規模事業評価について

ア 大規模事業評価実施方針

○井手行政リスク管理担当課長代理

では、お手元にあります資料4、平成30年度大阪市大規模事業評価実施方針についてご説明させていただきます。

この方針は大阪市P D C Aサイクル推進要綱第6条第1項第1号の規定に基づき定めておまして、具体的に評価の視点といたしましては、ページをめくっていただいて、大規模事業評価の視点として6つ挙げてございます。

まず、1番目といたしまして事業の必要性、2番目には事業効果の妥当性、3番目に事業費等の妥当性、4番目といたしまして事業の継続性、5番目、安全・環境への影響と対策、6番目にPPP／

PFI手法と事業の整備・運営手法の検討状況を視点として挙げております。本日、その視点でご審議いただきまして、その前のページの別表に記載しておりますとおり、意見の取りまとめ及び公表につきましては3月頃を予定しております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○内田座長

ありがとうございました。

今のご説明について何かご意見等ございませんか。大規模事業評価は前回もやっておりますので、同じ要領でということを進めたいと思います。

では、具体的な案件は1件ですので、早速ですけれども所管局から10分程度でご説明いただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

内容（4）

イ 大規模事業評価

生野中学校区小中一貫校校舎増改築事業

○川阪学事担当部長

教育委員会事務局の川阪でございます。本日はお忙しいところではございますが、教育委員会で行います生野区生野中学校区の小中一貫校校舎増改築事業につきまして、有識者の皆様方に評価をいただきたく存じております。事業の詳細は後ほどさせていただきますが、教育委員会といたしまして、小学校の児童数減少が顕著にあらわれる中、本市の児童たちに切磋琢磨できる教育環境を改善することを第一として考えておるところでございます。特に、生野中学校区があります生野区につきまして、各学年単学級の小学校が多数ございますことから早急に改善が必要であると考えておりました、1年でも早い学校再編を進めるため遅滞なく本事業を進めてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、担当課長よりご説明させていただきます。

○大川学校適正配置担当課長

教育委員会事務局学校適正配置担当課長兼生野区役所地域活性化担当課長の大川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

私のほうから大規模事業評価調書に沿ってご説明させていただきます。

今回の事業評価をしていただきますのは、生野区生野西3丁目に位置します生野中学校区小中一貫校校舎増改築事業でございます。

事業の概要をご説明させていただきますが、スライド資料も前に用意いただいておりますので一緒にご覧いただけますでしょうか。

まず、大阪市の事業につきましては、近年、一部の地域で児童数が急増している地域もございますが、昭和50年代以降に年々減少が進んでおります状況から何らかの検討を行う必要がございました。そのため、有識者で構成いたします大阪市学校適正配置審議会に諮問いたしまして適正規模として12学級から24学級との答申をいただきましたことから、本市の小学校287校のうち83校が対象となる小規模校での学校統合を進めているところでございます。

教育委員会といたしましても、大阪市教育振興基本計画に子供が安心して成長できる安全な社会の実現と心豊かに力強く生き抜く未来を切り開くための学力・体力の向上の2つを最重要目標と位置づけておりました、この目標を達成いたしますために重点的に取り組む施策といたしまして学校配置の適正化の一つとしてございます。

本市の中でも、今回事業実施いたします生野区でございますが、資料でございます生野区西部地域の児童推移にもあらわしておりますが、生野区の小学校全19校のうち、特に西部地域に位置します12校につきましては昭和55年に比ばまして70%以上の減となっており、適正規模に及ばない状況となっております。また、平成29年7月開催の大阪市総合教育会議におきまして、市長より生野区の再編についてはスピード感を持って進めていかななくてはならない喫緊の課題であるとのコメントもございましたことから、今回、生野区西部地域に位置します林寺、生野、舍利寺並びに西生野小学校を再編し、西生野小学校敷地内に建設し、小中一貫校として教育環境の改善を図りたいと考えております。

見ていただいております資料につきましては、生野区西部地域学校再編整備計画（案）として公表しております。今回の校舎増築につきましては左下の3番の生野中学校の部分でございます。

事業内容といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、4小学校を統合し、中学校を隣接した小中一貫校に再編いたします。これまで、本市の全小・中学校におきまして、中学校進学への不安減少や小・中学校の教職員の協力した指導等によります学力上昇を目指し取り組んでおりまして、平成22年度からは各校の小中連携アクションプランを策定し、小中一貫した教育を推進してきております。また、文部科学省では、これまで運用上行われてきた小中一貫教育の取り組みでは小・中学校が別々の組織として設置されていることから、教育主体、教育活動、学校マネジメントの一貫性の確保等に課題があり、小中一貫教育を効果的、継続的に実施していく上で中学年の固定化など一定の限界が存在するため、地域の実情に応じた柔軟な取り組みを可能とするために制度改正を行い、平成28年4月1日から小中一貫教育として義務教育学校の設置が可能となりました。生野中学校区につきましては、小中一貫校の中でも学校教育制度の多様化及び弾力化を推進いたしますため、学校教育法の改正により、現行の小・中学校に加え、平成28年に新設されました学校教育制度小学校課程から中学校課程まで義務教育を一貫して行う本市で初の義務教育学校の開設に向けて進めてまいりたいと考えております。

生野中学校は、4つの小学校から1つの中学校に進学することもありまして、学力向上、生活指導の両面から小中の連携や接続が課題となっております。そこで、義務教育学校の特徴であります小学校、中学校両方の免許所有者の配置を生かし、9年間で子供を育てるプロセスを明らかにするなど特色ある学校運営を行う予定でございます。

なお、小中一貫教育の施設の形態につきましては、施設一体型、隣接型、施設が分離している連携型がございます。今回の小中一貫校について隣接型を選択した理由といたしましては、生野中学校と隣接いたします西生野小学校の敷地を有効活用し、隣接する校地を生かし、職員室の集約化や特別教室の共有化などによりまして増築規模を抑制することができるものと考えております。また、施設一体型を設置するには建設する広大な土地を取得する必要がありますが、新たな立地場所がなく、また膨大な費用が発生いたしますことから、生野中学校区につきましては隣接型小中一貫校に再編したいと考えてございます。

以上のことから、生野中学校に隣接する西生野小学校の校地を活用し、老朽校舎の解体、既存施設の改修及び不足教室等の増築を行いたいと考えております。校区図や計画図につきましては、後ほど資料の17ページから21ページをごらんいただきますようお願いいたします。

事業規模につきましては、総事業費が校舎建築や教室改造、老朽校舎の解体等で約13億円を見込んでおります。西生野小学校で4小学校の再編を行った場合、維持管理費として年間約2,800万円と試算されます。

再編を行う新しい小中一貫校の学級数見込みでございますが、小学校につきましては、現在4小学校の合計で25学級となるところで、再編することにより18学級となる見込みでございます。また中学校につきましては9学級の見込みでありますことから、合計27学級規模の小中一貫校を見込んでございます。

次に、事業の必要性ですが、先ほどご説明させていただきましたとおり、生野区西部地域の小学生は昭和55年に比べ70%以上減少しておりまして、小学校の単学級化も進んでいます。この資料は、今回対象となります4つの小学校の児童数、学級数の推移でございます。全ての小学校において単学級化する見込みになっております。教育委員会といたしましては、クラスがえを行い多くの人と触れ合うことで社会性やコミュニケーション能力、向上心等が高まることや切磋琢磨する環境の中で学習意欲が向上するなど、よりよい教育環境を与えることが必要と考えており、将来的にも複数学級規模が確保できるよう、4つの小学校を統合し、中学校を隣接した小中一貫校に再編いたします。

次に、事業効果の妥当性ですが、教育効果といたしましては、生野中学校に隣接する西生野小学校に増築することで中学校と連携した教育を効果的に実施することが可能となり、教育委員会が目指します社会性やコミュニケーション能力、向上心等の高まりを与えることが可能と考えてございます。

事業費等の妥当性でございますが、実施場所としては先ほど申し上げました現在の西生野小学校敷地内に増築を行うもので、新規に土地を取得するものではないため再編実施場所として妥当と考えて

ございます。また、保有する普通教室数では、他の小学校より多いものの、生野中学校と隣接する西生野小学校を活用することにより、職員室の集約化や特別教室の共有化などにより増築規模を抑制することができ、再編実施場所として妥当と考えてございます。

施設規模、建設工事につきましては、全面建てかえではなく既存校舎の活用を前提としており、老朽した校舎を解体し、有効活用できる教室は改修工事により活用し、不足する教室、小・中学校がともに使用する給食室及び職員室を集約化し増築するものでございます。

今回の事業費につきましては、小学校を開設するために不足する部分を増築するものであり、過剰な施設整備を行うものではなく、本市小学校の整備教室の基本的な考え方にに基づき整備するものでございまして、また校舎建設費は平成30年度の予算算定単価を用いて積算を行ってございます。

事業の継続性ですが、現在ゼロ歳の子供までを推移いたしますと複数学級は維持できる状況でございまして、教育環境の改善を実施できることとなります。なお、今後児童がさらに減少したといたしましても、今後建てかえが発生する校舎において必要な教室数のみを建設いたしますため、今回の増築校舎は問題なく継続性があると考えてございます。維持管理費におきましても、記載のとおり、学校を一つ運営する電気代や水道代などのコストカットは十分見込まれます。また、人件費なども抑制されることも考えられます。

安全・環境への影響と対策でございしますが、まず安全への影響と対策です。工事期間中につきましては、車両の誘導や在校生が使用する動線等につきましてはガードマンを配置するとともに、車両出入り口にもガードマンを配置し安全を図りながら工事エリアの仮囲いを設置し、生徒が近づけない状況をつくり、エリアの区別化を図ります。また、4つの小学校を統合することによる通学路の安全対策につきましては、地域、保護者の意見を聞きながら関係機関と検討してまいりたいと考えております。なお、廃校後の小学校につきましては、地域コミュニティの核となっていた経過も踏まえまして、廃校後の校地を残し、生野のまちと地域コミュニティを活性化する方法を検討し、生野区西部地域は密集住宅市街地で防災上の課題を抱え、廃校後の小学校につきましては防災拠点の機能も必要なことから、その対策も重要であると認識しております。また、西生野小学校につきましては区におきまして災害時指定避難所として指定されており、災害時の避難場所の確保といたしまして校舎増築部におきましても避難所スペースの増加と見込んでございます。

最後に、PPP/PFI手法等の検討状況でございしますが、教育委員会では校舎の増改築に伴い標準図を作成しており、大阪市の小・中学校は標準図をもとに設計、建築し、定期的にコスト削減を検討し改定を行っております。また、昨年7月に開催の大阪市総合教育会議におきまして市長より、先ほども申し上げたとおりでございしますが、生野区の再編についてはスピード感を持って進めていかななくてはならない喫緊の課題であるとのコメントもございしますことから、教育委員会といたしましては、さきにもご説明させていただきました大阪市教育振興基本計画におきましても最重要課題を達成するための重点的施策の一つとして進めており、また生野区役所におきましても同じく最優先課題として取り組んでございまして、一年でも早期に教育環境の改善を行うべくスケジュールの短縮が必要と考えてございまして、教育的な観点からも、この4小学校の再編が1年延びるごとに教育環境の改善が進まず1学年卒業していくこととなります。

以上のことから、教育委員会といたしましては、少しでも早い再編を目指すためにはPFIにかかわる事業者との調整に時間がかかることも考えられますため、また財政削減効果の可能性はございますものの既存校舎を活用した事業であり、民間の創意工夫が限定的であるため、教育環境改善を優先することから、本件へのPPP/PFI手法の導入は困難であると考えてございます。

説明は以上でございます。

○内田座長

どうもありがとうございました。

まずは、ご説明いただいた内容の理解を賜るために、どの部分でも結構です。どなたからでも結構ですが、委員からご質問を受けたいと思います。

では、岡委員どうぞ。

○岡委員

教育のことは余りわからないので質問させていただきたいのですが、小中一貫校という言葉と義務

教育学校という言葉は中身が違います。今回整備されるのは小中一貫校ですか。説明をうかがうと義務教育学校だと思うのですが、表題は小中一貫校でいいのでしょうか。小中一貫教育の中に小中一貫校と義務教育学校があると。私はほかでも義務教育学校の建設にちょっと携わったことがあるんですけども、中身としてはここに書いてあるように全く違うので、事業名は小中一貫校の校舎増改築でいいのかしらと思いました。

○川阪学事担当部長

まことにご指摘どおりでございまして、当初、小中一貫校をつくるつもりでずっと我々も計画を進めておったんですけども、国のほうで改正がございまして義務教育学校というものができたというところで、我々もそれに乗っかっていこうじゃないかということになってましたんで、当初の要は考え方の表題がそのまま今残っておりまして、全くこれにつきましては委員のご指摘どおりでございまして、もし修正できるのであれば生野中学校区義務教育学校増改築事業という形、義務教育学校の事業という形にさせていただければ幸いかなと思っております。

○岡委員

やはり全く違うので正しく記載されたほうがいいと思います。というのは、私はその後で義務教育学校は小中一貫校とは違うのよという意味で質問をしようと思っていたので、あらどうしたのかしらと思ったので、よろしく願いいたします。

○内田座長

岡委員、とりあえずいいですか。

○岡委員

修正していただけるということですよ。

○内田座長

事務局としてはどうなんですか。

○岡委員

中身と表題が合っていないんですよ、今。

○足立行政リスク管理担当課長

また後ほど。

○内田座長

ともかく、これはプロセスを管理していくためのラベルとしてこの名前を突然変えるというのはまずいというものもあるかもしれないのでちょっと待ってくださいということかと思うもので、ただ、我々の理解としては、小中一貫校をつくるのではなくて義務教育学校をつくるんだという理解でよろしいわけですね。

○川阪学事担当部長

はい。

○内田座長

それ、調書とかの表現に関してはどうするかというのは、また事務局側と後ほどすり合わせしたいと思います。

では、関連して岡委員、ご質問があればあれですけども。

○岡委員

それでしたら質問として、今度建設事業として上げられている職員室あたりを新設するというだけで、これは本当に義務教育学校として足りるのかというところが質問です。

○内田座長

小中一貫校と義務教育学校とで今、岡委員から全然違いますよという指摘があったわけですけども、ちょっと事前の資料の相談を受けたときに、小中一貫校としてつくるんだけど義務教育学校にできることを目指すとかいうようなことになってて、ここで議論すべき内容はハードウェアの整備の内容であって、教員組織であったりとかそもそもの位置づけとかいうことについては、それはしかるべきところで検討されてますので、我々がとやかく言うような話ではないんです。ハードとしての教室、校舎をつくっていくときに小中一貫校と義務教育学校とで本質的に何か違うところというのはあるんですか、ないんですか。

○大川学校適正配置担当課長

基本的には今、大阪市内に既存の小中一貫校がございますけども、ハード面でいうと特に違いはないと考えてございます。

○内田座長

岡委員はちょっと違うじゃないのという感じになってますけど。

○岡委員

義務教育学校のよさは一つの学校であるという点なので、小学校1年生の子から中学校3年生の子までが一つの学校として生活するわけです。全生徒が集まれる講堂が必要であったり、そういう意味で施設は十分なのでしょうか。

○内田座長

ちょっとご説明があるみたいですので。

○岡委員

お願いします。違うんですか。

○川阪学事担当部長

一つなんですよ。

○岡委員

一つですよ。

○川阪学事担当部長

はい。

○樋口首席指導主事

すみません。樋口と申します。教育内容を担当しております。よろしく願いいたします。

今、岡委員ご指摘のとおりでございまして、義務教育学校は一つの学校として運営をしておりますので、これまでの大阪府が設置してきました小中一貫校は施設一体型でございまして、実は職員室も一つでやってる状況がございます。ですのでそういう意味では、大阪府の場合で限定しましたら、似てるといえば似てることになります。

ただ、おっしゃいますように、生野中学校区で設置します義務教育学校につきましては、職員室一つで9年間で子供たちを育てようということに取り組んでいくことになっております。

○岡委員

それで、この増改築の事業で事足りるんですか。

○樋口首席指導主事

工夫してやっていくというふうなことになってくるかと思えます。

○内田座長

織田澤委員。

○織田澤委員

建設事業という観点からですと、いわゆる現状、運用を4校プラス1中学にされた場合に、将来としてどういった改修とか建てかえとかそういった予定があって、それに対して今回ご提示いただいている計画ですと事業費がどうなると、ここを比較するというのと、先ほど来お話しいただいている小中一貫あるいは義務教育学校、こういう教育のソフトとしての便益、これとの対比で基本的には考えるという形になると思うんです。そういった意味で、ちょっと便益のほうは今回なかなか、例えば数値的にあらわすと難しいですし、ご説明いただいて非常に大切だなと思えますので、費用の面で考えて、そちらの現状でもし仮に運営する場合に対してどれぐらい効率化あるいはプラスになるのかマイナスになるのか、そういった点はどのようになってますでしょうか。

○川阪学事担当部長

ちょっと資料を持っておりません。担当でもないんですが、私が再編の担当をしてる中で、例えば4つの小学校のうち2校の小学校については昭和30年代の校舎がまだ残っていると。こうなりますと、もうやっぱり60年近く校舎を運用してて、今、国のほうでは延命とか言いますが、やっぱり土台そのものがだめやったらいたずらに改修ができないということになってくる。といいますと5年、10年先には、もしこれ、もう再編がなければ2校の小学校では古い老朽校舎の改築になるのか、さらに

増築せなあかんのかというのが出てくる。それ以外の学校でも、40年代の校舎が散在しますので大規模な改修事業費が必要になってくる。ですから、今ご指摘いただいたことは非常に重要なことだと我々も思ってます、ようやく来年度の予算で一步進む。まだ3年間先なんですけれども、その間に今みたいなことの整理もしっかりしていかなあかんなど、対外的にも説明できるように。

これまで教育委員会は、コスト面も全く無視してたわけじゃないんですけども、児童のために急がなければならないという形で、これは当然なんですけど、教育委員会としての整理はそういう形でやってきたんですが、一方でコスト削減であるとかそういった比較についても非常に重要だというふうに考えておりますので、早速そういった資料を作成していきたいなと思ってます。よろしくお願ひします。

○内田座長

よろしいですか。

○織田澤委員

ありがとうございます。

すみません、調書を事細かく読んでないので、もしかしたらどこかにそういうことが定性的に記入されてるかもしれないんですけど、数字を出すって大変だと思うんです。もしそういうのが記入がないようであれば、定性的でも構わないのでそういった事情をご記入いただくとよろしいかなと思ひます。

○正司座長代理

いいですか。

○内田座長

はい、どうぞ。

○正司座長代理

今そういうふうにおっしゃられて、恐らくされてないというお答えだと思うので質問するのをやめようかなと思ったりもしましたが、例えば生野小学校でまとめるだけという再編案、その再編案と今回の西生野で一体にして義務教育学校にする、便益面のメリットはわかるんですけど、費用面の違いというのもやはり本当は比較して、生野小学校であれば通学距離面では有利なわけなので、全部勘案して結果としてこうでしたというふうに説明していただいたほうが我々としてはありがたい。我々だけではない、市民の皆さんも何でわざわざ遠いところで統合するのかという議論も当然起きると思うので、そのあたりもぜひお考えいただけたらいいかなと、4校そのまま残すという案だけではなく。

○内田座長

今の織田澤委員と、それから正司委員のご指摘を踏まえると、調書の裏面の(3)事業費等の妥当性のところにちょっと書いていただくということが必要かなと思うんです。それか、それぞれのところを残したとしたら、もう築年数がすごく高くて、これを維持していくというのは金がかかるんだと。これは細かい計算をするまでもなく、もうあと何年しかもたないからすごく大変だというような話。それともう一点は、正司先生からあったような、まとめるにしても何でここのという比較の話を事業費との妥当性のところでちょっと追記していただくということかなと思ひます。

山本委員、いかがですか。

○山本委員

こちらの今回の地域が特に多分、ほかの地域よりも児童の数の減少が著しいんだというような理解をしているんですけども、そもそもそれがどういった理由だとかということ进行分析されていたらそれを教えていただきたいということと、また、そういう地域の中で小学校を4つ点在していたものが1つになってしまうので、それはそれで小学校の近くに住みたいという人たちはこのあたりにはもう入ってこないことになってしまうので、逆にもっと児童の減少を今後招かないかということは大丈夫なんですか。そのあたり、ご検討いただいていたら教えていただきたいです。

○深見副区長

失礼します。生野区の副区長の深見と申します。

今ご指摘いただいた点というのは当然我々も懸念しているところでございまして、やはり学校がなくなれば地域、まちが寂れるという声も当然ございます。今、生野区は、教育委員会と連携しながら

なんですけれども、冒頭の説明でもございましたが、特に密集市街地でもございまして、災害時の避難所も必要ということで、一定学校敷地は特別に、売却じゃなくて残していただけることになっております。なので、学校跡地を避難所だけじゃなくて、まちが活性化するような形で活用していきたいというのを並行して今検討しよるところでございまして。

また、新しくつくる義務教育学校自体がいい学校といいますか、魅力ある学校にしまして、なるべくそういう減少というのは防いでいきたいなと思っておるところでございまして。よろしくお祈りいたします。

○内田座長

今、一つの点、お答えいただけなかったような感じがするんですけども。

○深見副区長

あと何でしょうか。

○内田座長

だから、住宅とか新規に来られるときに子育て世代とか小学校が近いとか歩いて通えるというのは、やっぱり住む場所を決めるときに大きなファクターになると思うんですけども、それが4つあるやつが1カ所になっちゃったら小学校は遠いところがめちゃくちゃふえるわけですよ。だから、より子育て世代をあえて来させないような方向にいつてるんじゃないでしょうかという懸念を出されたと思うんですけども。

○深見副区長

そこはおっしゃるとおりやと思っておりますので、新しい学校はそれをカバーできるぐらいの魅力ある学校にしていくのと、一つは、残る3つのもと小学校の土地をいろんな形でにぎわう、人が来るような活用をしていきたいなと思っております。

○山本委員

それは、具体的にどんな感じのことを検討されてるのかお聞きしたいんですけども、例えば。

○深見副区長

確かに今、民間の事業者に委託して一緒に研究、検討しているんですけども、イメージとしましては、小学校という形ではなくなるんですけども、まちぐるみ学校といいますか、例えば生野区というのは中小企業が多くてもものづくりの盛んなまちでもございまして、ものづくり学校というコンセプトで、もちろん行政はそんなに今、金を突っ込んで何もできませんので、民間の力を活用しながらできればなど。すごく生野区は外国籍住民の多い区でもございまして、多国籍な地域でもございまして、例えば世界の食を楽しめるというか学べるような、いわゆるまちぐるみ学校というようなイメージで今検討はしております。

○山本委員

ありがとうございます。

○内田座長

正司委員、いかがでしょうか。

○正司座長代理

今の全く逆のパターンで、一部の地区ではそれまでの傾向が急に逆転して児童数が増えているところもあるように、生野のこの地区の場合も再開発が進み出すと、中学生まではふえないまでも小学生ぐらいまでが急に増えてくる可能性はゼロではないのではと思います。そのあたりについての検討はどんな感じなんでしょうか。

最近、再編した小学校で教室が足らなくなってるという、要するに今まで住宅地利用されてないところにマンションがぼんぼん建ち始めて、小学生の受入れが大変になってる地区が全国を見渡しても結構あるんですけど、いかがでしょう。

○大川学校適正配置担当課長

実際、先ほどの質問に対するお答えとかぶるかもしれないんですけども、基本的に全国的な少子高齢化といいますか人口減少の状態の中でも、生野区が際立ってそういう状態になってきていると。それに対してどう分析しているのかという客観的な、こうだから今の現象になっているのは持ち合わせておりません。ただ、実態として全国的といいますか、大阪市各区と比較しましても少子高齢化

が顕著にあらわれてるという状態です。

これも客観的に何かデータを持ってるというわけではないんですけども、今、生野区内で例えば、もともと先ほど生野区の副区長からありましたように、密集住宅市街地になってます。老朽木造住宅、長屋とか、それらが非常に密集しておりまして、そのなかなか建てかえが進まない。空き家の問題ももちろん多々ございます。そういう状況の中で、仮に小さい土地があいたとしても戸建てが建てかわるという状況です。それ以外に、例えば一定の広さの空き地が出た場合、私どもマンションができないかなとかいうのも期待はするんですけども、実際にそこで老人福祉施設の関係ですとかそういったのが入ってきてるという状態になってまして、今時点で、私どものこれは感覚で申しわけないんですけども、一定の空き地が出た場合にマンションが建つというのはちょっと厳しいのではないかとこのように感じております。

ただ、今回の学校の再編、確かに学校との距離が遠くなるので、そこを敬遠される子育て世代の方というのが出てくるかもしれませんが、ただ逆に、学校の魅力を高めながら子育て世代に対してアピールできるような形、あと学校の跡地を活用して地域、まちが活性するような取り組み、そういうのをあわせてやっていくことで人を呼び込んでいければというのを基本的な考え方としてしております。

あと、10年後、20年後わかりませんが、その取り組みが非常にうまくいって人口がふえてきたと、選ばれるまちになってきたという状況になってまいりましたら、今回、学校の跡地を残しておりますので、その際には、今の残す学校の跡地を活用してまた新たな学校を設置することができるというふうに今考えてるところでございます。

○岡委員

すみません、今のところで、15ページに大阪市内で小中一貫校の設置状況が書いてあるのです。例えば平成24年にできた矢田小学校、矢田南中学校のやたなか小中一貫校では、生徒数はふえているのか減っているのかというデータはありますか。

○川阪学事担当部長

今持ち合わせてません。

○岡委員

そうですか。実績がせつかくあるのだからお願いしますとは言っていたんですけど。

○川阪学事担当部長

そうでしたか。

○大川学校適正配置担当課長

ちょっと今具体的な数字を持ち合わせていないんですけども、小中一貫校だけじゃなくて過去に統廃合してるところがございます。そこにつきましても一応、学校がなくなったから例えばそのエリアの児童が減ってるのか、もしくはふえてるのかというのは地域性によって違いがございまして、市内中心部では当然ふえてますし……

○岡委員

平成24年の矢田はどうですかという質問です。北区、中央区とは違うことは十分にわかっているのですが、こういうことにこだわるのですけれども、これは小中一貫校だからというところで、国が言ったから義務教育をここでしますというような言い方をされましたが、小中一貫校じゃなくて義務教育学校にすることの意味の中に、例えば先ほどの敷地の選び方とかも関係があると思います。一体でなくて連携型でいいのであれば、生野小学校と生野中学でよいというふうに誰でもが思うところを、義務教育学校になるのでこのようになっているということであれば、少なくともこれまでの実績の中でこのやり方が正しかったかどうかという検証されないと、不安が残りますが、いかがでしょうか。実感でいいです、数値は出なくても。

○川阪学事担当部長

これまで、表のとおり6校が既に小中一貫校として動いてまして、今ご指摘の矢田についてはやはりちょっとアクセスの問題もございまして、大阪市の小中一貫校は特認校といたしまして全市募集してらんです。ですから、校区の子供たちだけじゃなしに全市で募集して、違う区から通ってこられるという学校の形をしておるんですが、やたなかにつきましてもアクセスの問題がございまして、なかな

か小学校1年生の子供が駅から大分歩かなあかんとかいう距離の問題があって、今思ってたよりも数字は伸びてませんが、真ん中にありますいまみやとか日本橋なんかは結構人気がありまして、校区の人数だけではなくに校区外からも何人か来てるという状況です。

今回、生野のほうで今計画してますのは、4小学校が集まりますので、ここだけで十分小学校で言えば3クラス、学校がずっと維持できるというふうに我々推計を出しておりますので、今、委員がご心配されてます多額の経費を投資してその場限りの学校をつくってどうすんねんというふうに私は聞こえましたので、そこはしっかりと肝に銘じながら、研究であるとかアクセスを今後どうしていくとか、さらに子供をいかにして集めていくかということも同時に進めていかなあかんというふうに思ってます。

検証につきましては、いろんなデータを蓄積して親御さんのアンケート、ここの学校に来てよかったよとかいろんな意見、それとあと、ここをこうしてほしいとかいうのを今蓄積してる最中ですので、近々どこかのタイミングでその辺を教育委員会会議のほうでまず議論させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○羽東室長

座長、ちょっとだけよろしいですか。

○内田座長

はい、どうぞ。

○羽東室長

すみません。ちょっと事前の調整が僕もできてないところがあったので大変申しわけないんですけども、岡委員からいただいた話もそうなんですけど、一つは義務教育学校としての大阪市のあり方というのが示されてません。同時に、部長からありました小中一貫校のこれまでの経緯であるとか大阪市の考え方と、まさに先ほど山本委員からいただいたところなんですけど、大阪市としてそもそも義務教育学校をつくってどうしようとしてるかというのが示されてないので、言い方を変えれば、例えば同じよう形でいって、さらに例えば天王寺区からも子供が来るような学校にするというふうな想定であれば今後児童数もふえていくということで、施設のにも多分こういうものが必要やという議論になるんです。

ですので、義務教育学校という制度ができたから小中一貫校からこれに移したというのはよくわかるんですけど、生野区で義務教育学校をつくる必要性というのわかるんですが、大阪市として義務教育学校と小中一貫校がどう違うのかという整理を事務的にもさせていただこうと思いますし、その上で、生野区としてこの学校、じゃ児童・生徒数がふえればほかの学校を使いますという話なのか、それともそれを想定したような義務教育学校としてのオペレーションをやるからこういう学校の施設をつくりたいという話、ちょっとその部分が抜けてて大変申しわけないです。ちょっと整理はさせていただきます。

○内田座長

今整理していただくとおっしゃられた部分については、これを具体的に調書の中に書き込むかどうかというのはまた別の問題になろうかと思えます。先ほどの再評価でも申し上げたように、上位計画のほうで決まっておる政策的な意義とかなんとかについて建設事業の委員会が直接的に議論する対象でもないわけですので、理解のために今おっしゃられたようなことというのをちゃんと示していただけると当然適切な判断ができるというような類いの情報かと思えます。またそのあたりについてはこの会議が終わった後に再整理していただければと思います。

一方で、建設事業としての妥当性のほうについて、ですから調書でいいますと裏面の(3)とか(4)のあたりは、この委員会の主たる役割はこのあたりのチェックかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○岡委員

ここのことは全部義務教育学校と読みかえて……。

○内田座長

読みかえですよ。小中一貫ではなくて義務教育学校と。

○岡委員

読みかえてということによろしいですよ。

○内田座長

隣接型の義務教育学校ですね。文言が隣接型小中一貫校として開校するためにこうするとかいろいろあるわけですが、とにかく小中一貫校という文言が出てきているから、それは義務教育学校と理解すればよろしいですか。

○川阪学事担当部長

すみません。小中一貫校という意味では一つのくくりになってしまいますので、ちょっと日本語の表現が難しいんですから、義務教育学校というのは小中一貫教育なんです。

○内田座長

そう。小中一貫教育をやるための学校というんだったらわかるんですけど、小中一貫校というのはまた……

○川阪学事担当部長

「校」まで言ってしまってるからややこしくなってます。

○岡委員

ややこしいというか違う。

○内田座長

違うものでしょうと。

○川阪学事担当部長

そのくぐりで一番修正が少なく済むのは、僕は個人的には「校」だけとったらええかなと思ってるんで……

○内田座長

いや、表題の話はちょっとおいておいて、裏面のところでも方々出てくるわけですよ。あちこちに小中一貫校という文言があるので、それらについては全部義務教育学校だというふうに我々が読みかえて理解すればよろしいですかという確認です。

○川阪学事担当部長

おっしゃるとおりです。

○内田座長

でいかがですか。

○岡委員

義務教育学校であるならば、むしろ今の敷地、中学校の横の隣接する学校で一体的に整備するというふうな形で説明していただくと妥当性はよくわかりますし、図面にある小学校と中学校の間の点線はもうとってしまって、一つの学校をつくりますという説明をしていただくと、よりわかりやすいと思います。

むしろ、だから今の敷地の選び方あるいは今回の増改築が十分か不十分かというところについては、私の私見、知ってる限りの知識でいくと、この整備では義務教育学校としては少し足りないのではないかと、あるいはその間の2つのグラウンドのつなぎ方であっても、そういうところも配慮がとても必要な義務教育学校だというふうに私は理解しているので、建物を建てかえるのが建設事業とはいうものの、建物だけではなくてグラウンドの整備の仕方あるいはプールの整備の仕方、動線、端から端まで今度すごく遠くなりますので、そのことをどういうふうに考えるか。今後、さらにこういうふうにやっていきますよというものを含めて事業費のことを考えるというふうな言い方であれば、むしろ今の敷地は妥当だなというふうに思います。

○内田座長

ちょっと書きぶりに関するコメントという形でよろしいですか。

○岡委員

はい。

○内田座長

織田澤委員、いかがですか。

○織田澤委員

教育は全然わからないのでその辺はあれなんですけど。

○内田座長

特段なければ。

○織田澤委員

はい、すみません。

○松井委員

すみません、蒸し返すようであれなんですけれども、記載であったりとかつけていただいている資料の前提が隣接型小中一貫校のように見えてしまいますので、でも義務教育学校をつくるということであれば、何か見た目の矛盾を解決していただかないとちょっと議論が難しいかなと感じております。

○内田座長

ただ、文言は修正するとして、大阪市の教育委員会の基本姿勢としては、今までも隣接型の小中一貫校でやってきた内容と国の制度が変わって義務教育学校という新しい制度ができた。新しい制度ができたならそっち側の名称を使うけども、実態としては限りなく今までやってきた隣接型とかの小中一貫校と大阪市においては一緒だということなんですか。違うんですか。

○岡委員

違いますよね。

○内田座長

いや、ハードが違うとかいう話になってくると、だから今回用意した資料は一体何なのとなっちゃうんですけど。

○大川学校適正配置担当課長

教育内容から言いましたら、義務教育学校は義務教育学校……

○内田座長

いや、教育内容が違うのはわかるんですよ。

○大川学校適正配置担当課長

はい。ですので、隣接型小中一貫校とうたってしまうことに確かに私も個人的には矛盾を感じます。義務教育学校をつくらうと言ってるわけですから。

○内田座長

ハードウェア的にはどうなんですか。

ただ、義務教育学校でも一体型じゃなくて隣接型なんですよ。国の制度のほうでも一応2つあって……

○岡委員

あることはあるんですね。

○内田座長

あることはあるんですよ。でも一体利用ができるようにそこを柔軟にやってみようというのが義務教育学校としての本来の考え方だと思うんですけども。

○岡委員

だから、こういうふうに事業の必要性のところで「本市として義務教育学校のモデル校と定めて取り組む」と言っているところにハード的な提案が全然なくていいのか、と思うところです。

○内田座長

それから、ほかの経費の妥当性のところなんかでも、もう標準図が定まっているからそれを適用して効率的にやっていくという、じゃ今までと何が違うんですか、何がモデル校なんですかという疑問が生じるわけなんですよ。

○大川学校適正配置担当課長

失礼します。

おっしゃっていただいているように、ハードにつきましては例えば先ほど、その前ですか、提案いただいた全員入れるような大きな体育館とか、もちろん求めていけば当然そのほうが良いと我々教育委員会も思っているんですけども、やはり今の厳しい財政状況の中で、必要最低限な整備にとどめさせていただいているということでございます。

○松井委員

だったらというか、無理やり義務教育学校でありますとうたう、それもモデル校でありますとうたうには無理があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○内田座長

モデル校としての意味は、ハードではなくてソフト面、教育の中身とかでモデル校を目指すという趣旨だというふうに私はとってるんですけども。

○川阪学事担当部長

そうですね。小中一貫校というのはご存じのように小学校があって中学校があって、義務教育学校は小学校でも中学校でもなくて義務教育学校9年生までである。義務教育学校の規定の中では中学校の免許を持ってなければならないという形で、それは経過措置はあるんですけども、そういった形で教科担任が得意な中学校の先生が小学校に入って行って、低学年ぐらいからもう英語の授業を本格的に教えてあげる、またクラブ活動については5年生から中学校のクラブと一緒に一緒に入って練習するとかいうことで、そういったことをメリットとして考えるとすれば、一体な敷地の中であるというのが一番ベストな環境なんです。

ですから、これ区切ってますけどもネットをとれば……。という学校なんです。ですから、今指摘あったように、今後またその辺はどういったカリキュラムを組んでどういうふうにしていくかというのは検討してまいりますけども、我々としてはこの場所が比較的4校の中の中心地にあるというのが一つ。ですから、通学距離が一番長くても1.5キロもないという距離をチョイスしてるということがまず一つ大きく書かれるのと、中学校の教室をそこまでいじらなくても何とか耐えられる、それからわずかな増築工事で済むというふうないろいろなことを検討した結果、この地において義務教育学校。

義務教育学校というのは、そこまで文部科学省は言うてないと思うんですが、学力向上にも結構期待できる、取り組みのおける学校であるかなというふうにちょっと考えておりますので、ぜひともこの場所で義務教育学校を建設していきたいなというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○内田座長

私としては、もちろん重要な話ではあるんですけども、この会議の範囲外だというふうに思っておりますので、具体的な図面で、無駄なものを建ててないとか、逆に必要なものが欠けてないとかいうところを確認させていただいてるようなものですが、18ページのところの1階の平面図だけで簡単に確認させていただきたいと思いますが、小学校と中学校は、今はフェンスがあるかもしれないけれども、別にこれは取っ払えば済む話で、グラウンドとかも一体的に使われるというようなことになってくるかと思えます。解体されるのが校地の北西のほうにあります給食室とかが古いし、それから校舎の解体、これがS33というのが昭和33年築ということですか。だから、もうこんなもの耐震補強なんかして使うようなものでもないし、これはもう潰しましょと。そのかわりとして小学校、中学校の間のところに新しく建てましょというのでしょうか。

別の案としては、これ解体される昭和33年のところで小学校における一番新しい校舎というのが実は一番端っこ、体育館との間でですけども、にあって、結構だらっと延びて渡り廊下でつながりますよね。ここをむしろ建てかえたほうがいいんじゃないのとか、いろいろなほかの案もあると思うんですけども、これが一番合理的、効果もあるしコストもバランスもいいよというあたりはいかがですか。

だから、古いところから潰して必要とされるものを確保するのに、できるだけ急いで建てたいからあいてるところで両方つながるようにして建てたというのは、まあわかるといえばわかるんですけども、よりよいプランとかいうのもあるんじゃないかと。それとの比較をちゃんとなされたかどうかというあたりを聞かせてください。

○佐伯施設整備課担当係長

やはり昭和33年ということで、老朽化でここを……

○内田座長

それを建てかえるのは自明ですよ。ただ、その後に建ててもいいんじゃないですか、また。

○佐伯施設整備課担当係長

そのときに、給食室が今回大きくなることによって入らなかったんです。場所としたら、おっしゃるとおり中学校と小学校の間ということで、ここに設置させてもらいました。

確かに新しいというところもあるんですけど、なかなか接続が難しく、小学校のスペースを潰したりということになったんで今のところというのを設定しました。

○内田座長

実際に使い続けながら、一年でも早くやりたいというそっち側の制約条件がきついというのは十分理解できるんですけども、学校教育にかかわるようなこういった施設整備において通常の外部事業評価のような観点を持ち込むことが適切なのかどうかというあたりも、個人的には疑問のところもあつたりするんです。ただ、より有効な投入される税金の活用という観点からいうと、代替策というのがちょっと弱いかなというようなのが正直な印象であります。

事業の継続性のところに書いていただいていることなんですけども、ふえた場合には廃校になったところも敷地はあるからということをおっしゃられました。ここでは逆に、さらに減ることも当然考えられるわけで、そのときに無駄になりませんよということが文章では書かれてますけども、もう少し具体的に説明していただけますか。

児童数が減っていったとしても、小学校においてどれだけ児童数が減っても、各学年1クラスまで減って最小9クラス、ほかの特別な教科のための部屋とかでやっていったら今回新規に建設するだけで賄えるというようなことが書いてあるのかなと思うんですけども、一番小さくなったときにこの学校ってどうなるんですか。

○川阪学事担当部長

今のご質問は、一番この4校のうち小さな学校……

○内田座長

4校のうちではないです。事業の継続性のところで書かれてることについて伺ってるんですけども、今後余剰な教室が発生したとしても、校舎を建てかえる時期に必要な教室数のみを建設することとなるから無駄にはなりませんよという中身をもう少し教えてください。

○川阪学事担当部長

今計画してます4小学校が一堂に会する、いわゆる今現在住民登録されてるゼロ歳児のお子さんを6年先以降に延ばして検討している……

○内田座長 いや、だからそれはわからないので、何十年後かにめちゃくちゃ減ったとしても、小学校とか義務教育学校としてあるからには絶対これだけは必要というのがあるはずなんですよね。ということで、今回つくるものが決して無駄にはならないということをここでは詳細が出るのかなと思ったんですけど、そうでもないんですか。

○川阪学事担当部長

ちょっと区長が来てないんですけども、我々が考えたのは目玉になる義務教育学校を今、校区の中だけでやろうとしますよね、校区の子供たちだけで。4小校区。

○内田座長

それは、よそからも児童が集まるからという……

○川阪学事担当部長

よそから、小・中学校じゃないですけども、義務教育学校を例えば校区内の子供たちだけではだんだんと減ってきたとなったときには、次のステップとして生野区内での募集をかける。もしくはそれでも足らなかったら全市に変えていくという形にしながら、各学年3学級というのは維持していくという考え方はございます。

○澁谷施設整備課長代理

すみません、失礼いたします。

施設整備の面で将来的なところで余剰な施設にならないかというふうなご懸念と考えておりますけれども、今、校舎を建てに行きます西生野小学校、一番古い校舎は昭和33年なんですけれども、それに続く校舎としまして昭和40年代、50年代の校舎がそれぞれありますので、当然10年なり20年たてばまたその建物を改築する時期がやってくると。ですので、その時点でもし児童数なり生徒数が減少すれば、それ相応の解体のみになるかもしれません。

○内田座長

考え直せばいいよねということと言われたいわけですよね。

○澁谷施設整備課長代理

はい。

○内田座長

ただ、そのときに古い順番に潰していくとめちゃくちゃばらばらな配置になっちゃうんですけど、小学校のほうで見ると、今回潰すもの、大体その東側がS48、S54、その南側がS61なんでここがずっと抜けて、体育館側につながってるところが平成18年、それと今回新築するところ、両側にぼんぼんと離れたものだけが残るといような学校になっちゃうんですか。だから、そのときに適時適切に見直すというのはそれはそうなんですけども、なかなかそれもしんどいような建設計画に実はなってるんじゃないかなというところが非常に意地悪な見方です。

だから、先ほど申し上げたように、実際に日常的に小学生、中学生が使われてるところで変なことではできないというのが大前提なので、通常の代替案比較とか段階的な建設とか更新計画というのが機械的に適用できるものではないというのは十分わかった上でなんですけども、でも何か将来のことを余り比較検討されてないというのが正直な印象です。申しわけありません。

とはいえ、いかがでしょうか。一応、積算の根拠とか、それとかどれだけの教室が必要かというのはきちんと当然基準に基づいてやられてるということについては、事務局側も事前の検討で確認はとられてるわけですよね。

○足立行政リスク管理担当課長

はい。

○内田座長

岡委員、いかがですか。

○岡委員

やはり建築計画、敷地の使い方もそうですけれども、最終的にモデル校として整備していく中で、何年後にはここをこういうふうに建てかえるので動線は短くなるとか、今は9年間の義務教育学校ですので、入学式は1年で入って、そこから中学校3年間、9年生まで卒業式はないわけですよね。その中で全員が入れるような講堂が設備されていないというふうなことがどの段階で解消されるのかとか、少なくとも義務教育学校として最低限必要な設備はこのあたりまでで建設されるので、ですからこういう計画をつくっていますという長期的な計画もあれば納得はできるんです。けれども、ちょっと今回の調書は何をつくっているのか、目指すところがよくわからない。義務教育学校だったのか小中一貫校だったのかがよくわからないので、ハード的に評価するのがとても難しいと思っています。どうしたものでしょう。

○内田座長

繰り返しになりますけども、本当、義務教育学校としてのあるべき姿だったら、それこそ40年後ぐらいの姿を描いた上で段階的にこういうふう整備していくんですよというののもあってしかるべきかと思うんですけども、それはこの委員会の役割ではないわけです。

○岡委員

だから、この表題を小中一貫校から義務教育学校に簡単に変更されてしまうところが、どこが違うのと。建設事業として質的な違いがちゃんと出てきていただかないと難しいなと思います。

○織田澤委員

建築計画、どこまで遠くを見据えるかって非常に難しい問題だなと思って、非常に重要だと思うんです。

ちょっと確認させていただきたいんですけども、調書の裏面の(4)のところに小さな文字で、昭和48年以降に建設されたものは寿命化改修を実施して80年もつということですよ。私、昭和51年生まれなので同じぐらいの年齢で考えると、私が80歳になるまではとりあえず今回取り壊さないで活用する校舎に関しては、一応耐用年数の範囲内という理解でよろしいんですか。

○川阪学事担当部長

はい、おっしゃるとおりです。

○織田澤委員

そうすると、40年後というのは非常に予測が難しいんですけど、とりあえずこれでいけるというような見通しという、建物の配置的には当面はこれでいけるという、そういう理解でよろしいんですか。このレイアウトが義務教育学校でいいか悪いかというのは正直、私はわかりかねてあれなんですけど。

○内田座長

上位計画等について、先ほど室長がおっしゃられたような話については補強していただくということをまたこの会議の後調整していただいた上で、繰り返しになりますけれども、大規模事業の評価委員会の役割というのは建設事業としての効率性のみであると、直接的には。ということで限定したときに何か疑問点、さらに明確に説明が必要なところというのはございますでしょうか。

だから、ちゃんと位置づけについてはやっていただきたいというのはありますが。

○足立行政リスク管理担当課長

事務局から、きょうはありがとうございます。

論点を事務局のほうでまた再整理させていただきまして、第4回を開催させていただくか、また個別に対応させていただくかは先生と相談させていただけたらと思うんです。

○内田座長

そっちのほうの手続なんですか。

○足立行政リスク管理担当課長

中身の内容によっては、また座長ともご相談させていただきながらさせていただければと思います。

○正司座長代理

座長に判断おまかせしますから。

○内田座長

いやいや、じゃなくて、どうも事務局側のスタンスとしては……

○羽東室長

説明は今後、岡委員を中心にまずさせていただきます。あり方の話ではなくて、ただ、事業評価としての中身とすれば妥当かどうかということについての判断のポイントが十分そろってたかということ、そこは不安な点もありますので、まず事前のところをしっかりと整理させていただいて、その後の話をどうするかということ座長と相談させていただき……。要はこの建て方でオーケーという……。

○内田座長

建て方も、これが適切な配置なのかどうかということについてはわからない。何が出てきてもわからないですね。判断のしようがないので、このメンバーでは。ですから、こうやってご説明いただいた内容の中で無駄な投資になってないかどうかということしか判断のしようがなく、その点については無駄があるように私は見えないので、ですからこの委員会としての判断としては妥当であると。ただし、その意義であったり周辺環境ですね。直接的な我々のタスクではないですけども、どうしても気になる部分に関しては不明点がたくさんあるので、追加してご説明はいただきたいと思えます。

ただ、追加してご説明いただくのに会議を開くというのも……。また検討しますか。会議を開くというのはやっぱりお互い時間の無駄だと思いますので。

○羽東室長

個別にご説明させていただきます。

○内田座長

はい、必要な範囲内でやっていただくというようなことでよろしいですか。

○正司座長代理

多分、今のは我々委員会からの要望という形で処理されるのではないかと想像するのですが、同じような要望なんですけど、PFIのところなんですけど、確かにもう来年からなのでこの時点では時間的余裕はないのは理解します。しかし毎回この理由を出されるのではと危惧しています。いつだったらPFIとの比較検討をちゃんとできるんですかという質問をしたいです。この点では、この次の再編計画なら間に合うんですかという質問を毎回させていただくことになってしまうのは良くないと思います。ここはむしろ事務局側でうまく整理してください。お願いします。

○羽東室長

わかりました。

○内田座長

時間切れだからではないという、より納得ができる、あるいは計画的に早目の段階からちゃんとや
っていきましょうと、どっちかですね。

○羽東室長

もともと議論のある話ですので、そこは優先規定もつくっておりますので。

○内田座長

それはまた別の委員会でも検討されてることだと思いますので、よろしくお願ひします。

では、長時間にわたりありがとうございます。また意義について勉強させていただきたい等もござ
いますので、追加して資料を用意していただいご説明いただくということもどうかと思いますが、
この会議の主たる目的である妥当性の評価に関しては妥当という結論にさせていただきたいと思いま
す。

どうも長時間ありがとうございました。

本日予定していた内容は以上でございます。事務局から今後のこと等についてよろしくお願ひしま
す。

閉会

○井手行政リスク管理担当課長代理

長時間のご議論ありがとうございました。

本日ご議論いただきました内容につきましては、第6貯木場の土地造成事業についても調書の修正
等もありますし、先ほどの生野中学校のタイトルからちょっとしなければならぬとかというところ
もございまして、評価としては妥当という評価をいただいたんですけども、建てつけなりその範囲
内という、目的なり小中一貫校と義務教育学校の違い等が説明できないところがございましたので、
今後、意見公表に向けて作業していくんですけども、その前の段階でかなりやらなければならぬ
ことがたくさんあると思います。そのあたりも整理させていただいて、委員もお忙しいところ恐縮な
んですけども、お時間をいただきましてご説明に上がらせていただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして第3回大阪市建設事業評価有識者会議を終了させていただきます。

皆様、ありがとうございました。